知的障害者の意思決定支援 ~ベスト・インタレストを中心に~

障害ユニット 研究協力者 東洋大学大学院 福祉社会デザイン研究科 佐橋 拓也

キーワード: 意思決定支援 自己決定 ベスト・インタレスト

1. はじめに

近年、障害者の権利に関する条約(以下、権利条約)に基づく「法律の前にひとしく認められる権利(第12条)」を背景に、障害者の行為能力が制限されないための支援のあり方が課題となっているⁱ。わが国では、障害者の行為能力の制限が伴わない支援のあり方の一つとして"意思決定支援"(Supported Decision -Making)が実践されているⁱⁱ。

一般的に、意思決定支援とは「自己決定の尊重であることを前提として、自ら意思を決定することが困難な障害者に対する支援」(厚生労働省:2017)である。これは、当事者の自己決定を尊重しつつ本人にとっての最善の利益(Best Interests)を追求する実践である。支援者の立場で置き換えると、障害者の状況や決定の内容、環境等の複雑な個別性に鑑みて"ベストな意思決定支援とは何か"を問い続ける営みであると言えよう。では、ベスト・インタレストを追求する為には、どのような観点が参照されるべきだろうか。

以上のような問題関心から、本稿では、意思決定支援の先駆けである2005年イギリス意思能力法(Mental Capacity Act 2005)の議論の解釈を通じて、わが国の意思決定支援におけるベスト・インタレストのあり方

についての概説とそれを追求するための観点の整理を 試みていきたい。なぜならば、"本人中心"の支援を検 討する際に、それらの議論を重ねることが有益だと考 えているからである。

研究方法としては、主に意思決定支援に関連する書籍、学術論文等の文献研究を行う。まず、権利条約第12条の成立背景を通して、自己決定あるいは意思決定が尊重される歴史的経緯を確認する。そして、イギリス2005年意思能力法を解釈することを通じて、ベスト・インタレストを追求するための観点の整理を試みる。

2. 障害者権利条約

国の制度や政策を確認する際に「国際的な潮流を通して確認することは重要」(木口:2017)である。本章では意思決定支援の理念を確認するために、まず権利条約が成立するまでの変遷を確認する。手がかりとなるキーワードは"自己決定"である。

2-1 自己決定の尊重

自己決定は、入所施設等における障害者の生活の惨状を通じて、自己決定の権利が剝奪されているという 認識から生じたものである。

1951年に発足したデンマーク知的障害者の親の会は、施設で入所するわが子の生活条件改善に向けて、福祉

サービスに関する要望書を行政へ提出した。福祉サービスの見直し検討を任されたバンク・ミケルセンは、 大型の入所施設での単調な生活に疑問感を抱き、次のように述べている。

「戦後になっての処遇は、隔離的また保護主義の色彩のつよいものでした。なかには1,500床以上にもなる巨大施設もあり、どの施設も知的障害児者を極端なほど大勢詰め込んでいました。そのような物理的条件の粗悪さばかりでなく、優生手術を無差別に実施するような、質的にも劣悪な処遇をしていました。」

このような障害者政策に対する実際的な体験や具体的な検討の中から、ノーマライゼーション原理が体系化され、1959年にデンマーク精神遅滞者福祉法(以下、1959年法)が成立した。

1959年法の前文に盛り込まれたノーマライゼーション原理に通ずる理念は、当時の社会状況を改善するための概念として隣国スウェーデンにもたらされ、1967年にはノーマライゼーション原理を盛り込んだ精神遅滞者援護法が制定された。

スウェーデンのベンクト・ニィリエは、ノーマライゼーションを「知的障害者の日常生活の様式や条件を社会の主流にある人々の標準や様式に可能な限り近づける」と規定した。ノーマライゼーションは①1日のノーマルなリズム②1週間のノーマルなリズム③1年間のノーマルなリズム④ライフサイクルにおけるノーマルな発達的経験⑤ノーマルな個人の尊厳と自己決定権⑥その文化における異性とのノーマルな性的関係⑦その社会におけるノーマルな経済的水準とそれを得る権利⑧その地域におけるノーマルな環境形態と水準の8つに原則化している。ニィリエのノーマライゼーション原理は、1959年法で示された抽象的なものとは異なり、概念としてしっかりと示され、論理的に整理されたものであると言えよう。河東田は、ベンクト・ニィリエの功績について「知的障害者にとっては、特に『個人

の尊厳が最も重要である』とし、『個人の尊厳』という表現を具現化する原理として、後に『自己決定権』の重要性が語られるように、『自己決定の権利』はノーマライゼーションの中核」(河東田:2009)であると論じている。。

一方で、1960年代にアメリカで展開された重度身体障害者による自立生活(Independent Living: IL)運動も障害者の自己決定が尊重される契機となった。IL運動は"障害者の公民権運動"とも言われ、重度の障害者がアメリカ市民としての対等な権利を勝ち取った運動である。特に、1990年には障害者差別の禁止を定めた障害のあるアメリカ人法(Americans with Disabilities Act: ADA)が制定され、権利条約への採択に影響を与えた。

アメリカの"自立生活運動の母"と称され、理論的な指導者であるジニー・ローリーは、「自立生活とは、どこに住むか、どんな風に住むか、自分で生活を取り計らっていくかどうかを決める自由をいう。それは自らが選んだコミュニティの中で生活することであり、ひとり暮らしをするか、ルームメイトと暮らすか、毎日をどのように過ごすか、何を食べるか、何をして遊ぶか、どんな悪事をはたらくか、どんな善行をするのか、すべて自分で決めることである。それはまた、危険や誤りをおかす自由であり、自立した生活を送ることによって、自立生活について学ぶ自由でもある」と述べている。上記から分かるように、自己決定も自立概念の一つとして取り扱っており、「障害者権利条約第19条(自立した生活及び地域社会への包容:インクルージョン)につながる文言」(石渡:2015)とも言えよう。

以上のような背景のもと、1981年 "完全参加と平等"がテーマとなった国際障害者年や、翌年の障害者に関する世界行動計画を経て、1983年から1992年の期間を国連障害者の十年と定めた。さらに、2002年から2006年にかけて、8回の国連特別委員会が開催された後、2006年に権利条約が採択された。わが国も、2014年1月に批准している。

2-2 権利条約における法的能力

わたしたちは一般生活において"意思"や"意志" という語を意識して使用することは少ない。だが、私 たちは、"意思"をその人の生物学的な行為や行動とし て外部から観察可能であり、その上に会話が成り立つ ことを知っている。

ブリタニカ百科事典(2011)によると、"意思決定(decision making)"とは「ある目的達成のための諸手段を考察し、分析し、その一つの選択決定する人間の認知的活動」である。その決定と実現には、法的な権限(契約等)を要する場合が多い。これについて、権利条約第12条(一部抜粋)において、以下のように定められている。

- 1. 締約国は、障害者が生活のあらゆる側面において 法律の前に人として認められる権利を有すること を再確認する。
- 2. 締約国は、障害者が生活のあらゆる側面において 他の者との平等を基礎として法的能力を享有する ことを認める。
- 3. 締約国は、障害者がその法的能力の行使に当たって必要とする機会を提供するための適当な措置をとる。

第一に、あらゆる場面において法の前にひとしく認められる権利である法的人格を持つこと、第二に、あらゆる場面において、権利能力と行為能力の双方を含む法的能力を有することを確認している。特に権利条約第12条3項について、柴田は「『何を食べるか』『何を着るか』などといった日常生活から医療や結婚、社会参加までの必要とされる支援(合理的配慮)を国に求めている」(柴田:2012)と論じている。高山は、その支援こそ「『意思決定支援』と呼ぶべきであろう」(高山:2016)と整理している。

一方で、権利条約第12条制定の過程では、「法的能力

の捉え方と、代理人による意思決定を認める制度を残すか否か」(木口:2017)が注目された。本節では、法的能力の捉え方を中心に確認する。

締約国によるガイドラインを示し、適切と認める提 案や勧告等と行う国連障害者権利委員会(2014)によ れば、国々は批准をもって、即時的に法的人格として の法の前に等しい市民的及び政治的権利を、障害のあ る人に認めている。しかし同時に、法的能力の行使に あたって、同委員会は提出済みの国々による条約に対 する政府報告を検討したうえで意思決定能力との関係 で「個人の自律を尊重するにあたり、多くの締約国は『意 思決定能力』と『法的能力』のそれぞれの概念を混同 している」(引馬:2016)と指摘した。つまり、「多く の国が意思決定能力と法的能力の概念を同一視し、意 思決定能力が低下していると見なされた者は、結果的 に法的能力を排除されている」(木口:2017)のである。 法的能力は、すべての人が生まれながらにして有し ており、人の機能障害の有無によって制限されるもの ではない。これは、「法の前に法的人格を認める『法的 地位/権利能力(例えば出生証明やパスポートの申請、 医療的支援の要請等)』と、権利に基づきこれを行使し、 その行使が法によって承認される『法的主体/行為能 力』の双方を不可分なもの」(引馬:2016)である。一 方で、意思決定能力は、人の意思決定に関わるスキル を指している。意思決定能力は、個々人や障害の程度 等により当然に相違があり、また個人の経験、環境や 社会的な状況等さまざまな要因によっても変化し得る ものである。

翻って、権利条約第12条3項で法的能力の行使における支援の提供を国へ義務付けていることは既に確認した通りである。これらのことから、締約国は「障害のある人が自信と確信及び諸スキルを構築し、もし当事者が望むならば支援を減らしていく見通しを含めて、法的能力を行使できるようにする」(引馬:2016)ことが求められている。

3. わが国の意思決定支援

わが国では2007年に権利条約を「署名し、以来、国 内法の整備を始めとすると取組」(内閣府:2015)を進 めてきた。本章では、権利条約に続く関連法と意思決 定支援のガイドラインを確認する。

3-1 意思決定支援の関連法

権利条約の締結に先立ち、国内法の整備をはじめとする諸改革を進めるべきとの当事者等の意見を踏まえ、政府は2009年12月、障がい者制度改革推進本部を設置し、集中的に制度改革が進められた。以下は、条約の成立から締結までの日本の取組みについて一部抜粋し、列挙した。

2006年12月 国連総会で条約が採択される

2007年9月 日本が条約を署名

2008年5月「障害者権利条約」の発効

(条約締結に先立ち、障害当事者の意見を踏まえつ

つ、国内法令の整備を推進)

2011年8月 障害者基本法の改正

2012年6月 障害者総合支援法の成立

2013年6月 障害者差別解消法の成立

(2013年11月の議院本会議、12月の参議院本会議に

て、全会一致で締結が承認)

2014年1月 障害者権利条約を批准

2014年2月 障害者権利条約を発効

まず、2011年8月の障害者基本法改正において、同法 第23条《国及び地方公共団体が障害者の意思決定の支 援に配慮する旨の規定》で「意思決定の支援に配慮」 することを国・地方公共団体へ求めているiv。意思決定 支援を障害者基本法に位置づけることに、国会議員と して尽力した高木美智代は、衆議院内閣委員会で意思 決定支援の重要性を述べているv。 「どんな重度の障害の方にも、例えばどういう洋服を着たいか、また何をしたいか、そしてまた、例えば飲み物を勧められた場合、飲みたいか飲みたくないか、さまざまな御自分の意思というのが必ずあります。・・・・支援する側の判断のみで支援を進めるのではなく、当事者の意思決定を待ち、見守り、主体性を育てる支援や、その考え方や価値観を広げていく支援といった意思決定のための支援こそ共生社会を実現する基本であると考えております。」

このように、意思を表明するということは、現実を 自分の思い通りに動かしたいという願いや欲望のあら われであり、支援者は障害者の意思は必ずあることを 鑑みて、必要な支援が提供されれば、主体者としての 生き方を実現できると主張している。

続いて、2012年6月に成立した障害者総合支援法第42 条《指定事業者等及び指定相談支援事業者が利用者の 意思決定の支援に配慮する旨の規定》において「意思 決定の支援に配慮すること」を事業者の責務として規 定している。また、同法の附則として「意思決定支援 の在り方」についての検討が進められた。この点につ いては、次節で確認する。

以上が権利条約の関連法としての意思決定支援の一例である。しかし、「いずれの法にも『意思決定支援』についての定義はなく、具体的にどのような内容が想定されているかが明らかではなかった」(緒方:2017)のである。

3-2 意思決定支援ガイドライン

2017年3月、厚生労働省より意思決定支援ガイドライン (以下、ガイドライン) が通知されている。本節は、ガイドラインの策定背景をもとにベスト・インタレストの視座を確認する。

3-2-1 ガイドライン策定の背景

障害者総合支援法附則第3条(検討)において、法施 行後3年を目処として障害者の意思決定支援の在り方が 見直し事項の一つに掲げられた。

社会保障審議会障害者部会では2015年4月から見直しに向けた検討を行ない、2015年12月に「障害者総合支援法施行3年後の見直しについて~社会保障審議会障害者部会報告書~」へまとめている。報告書によれば、今後の取組として「意思決定支援の定義・意義・仕組み等を明確化する」ために「事業者や成年後見の担い手を含めた関係者間で共有し、普及を図る」ことを目的としてガイドラインの策定の必要性を挙げている。その後、意思決定支援に関する研究成果等を取りまとめ、2017年3月にガイドラインが通知されたが。

3-2-2 ガイドラインにおける ベスト・インタレスト

ガイドラインは「意思決定支援の理論的基盤を提示すると同時に、障害者福祉施設における意思決定支援の枠組みを提示」(緒方:2017)している。ここでは、ガイドラインにおけるベスト・インタレストの視座を確認する。

ガイドライン(II. 総論)で意思決定支援の定義について「可能な限り本人が自ら意思決定ができるように支援し…支援を尽くしても本人の意思及び選好の推定が困難な場合には、最後の手段として本人の最善の利益を検討する」(厚生労働省:2017)ことを明記している。これは、後述するイギリス2005年意思能力法のように、当事者の判断能力を有することを最大限に尊重している点とほぼ一致する。

また、ベスト・インタレストについては「最善の利益の判断は最後の手段」(厚生労働省:2017)と位置づけた上で、次の枠組みを提供している。

1. メリット・デメリットの検討…複数の選択肢のう

ち、本人の立場に立って考えられるメリットとデ メリットを可能な限り挙げた上で、比較検討する ことを導く。

- 2. 相反する選択肢の両立…二者択一の選択が求められる場合においても、一見相反する選択肢を両立させることができないか考え、追求する。
- 3. 自由の制限の最小化…本人の生命または身体の安全を守るために、最善の利益の観点からやむを得ず行動の自由を制限しなくてはならない場合は、制限せざるを得ない場合でも、その程度がより少なくてすむような方法が他にないか慎重に検討する。

一方、支援全体の継続的な評価において、一般的に 当事者と「ベスト・インタレストに適うものであった かを共同で評価すること」(志村:2016)が重要となる。 この点について、ガイドラインでは、既存の個別支援 計画やサービス等利用計画と同じように、責任者を置 き、会議を設定して支援計画を策定し、それを実行し モニタリングするという基本的な枠組みを提供してい る。また、本人参加のもとで支援が進められることも ガイドラインで明記されている。

以上の通り、ガイドラインにおけるベスト・インタレストの考え方を確認してきた。既に確認したように、ガイドラインは意思決定支援の理論的基盤や枠組みを明確化している。しかし、これから現場において実践と検証が繰り返され、その現場に相応しい支援の在り方が確立されていくものであるから、「現時点で抽象的にガイドラインの是非を論じてもあまり意味がない」(緒方:2017)と思われる。

4. ベスト・インタレストの再考

「意思決定支援」は、前章まで整理したとおり、「知的障害者・発達障害者等が権利主体になるために、画期的な意義を有する」(柴田:2012)。このことから、自己決定とその支援に関する議論の蓄積がなされてきた。

では、わが国で意思決定支援を推し進めるにあたり、 "ベスト・インタレストのあり方"をもう一歩深く検討 するために必要な観点をここで再検討したい。その一 つの手がかりとなるのが、先駆的な法制度であるイギ リス2005年意思能力法(以下、意思能力法)である。

4-1 2005年イギリス意思能力法

1989年、イギリス事務弁護士協会を中心に、意思決定を行なうことに困難を抱える人々の人権を保障すべく、「意思決定の確保」「エンパワメント」「搾取からの保護」の理念に貫かれた、柔軟な法制度の必要性が提唱された。意思能力法は、2005年4月7日に新立法が議会で可決され、2007年10月1日に施行している。

意思能力法の特徴について、菅は「知的障害者、精神的障害者、認知症を有する高齢者、高次能機能障害を負った人々を問わず、すべての人には判断能力があるとする『判断能力存在の推定』原則を出発とし、判断能力が不十分な状態にあってもできる限り自己決定が実現できるような法的枠組み」(菅:2010)であると整理している。つまり、意思能力法の対象となりうる人であっても、判断能力を有していることを最大限に尊重している点が強調されており、「エンパワメントに徹することで保護を実現する」(菅:2013)という立場を採用している。

具体的には、次の5大原則(同法1条)に貫かれている。

1. 判断能力存在の推定:人は、意思決定能力を喪失しているという確固たる証拠がない限り、意思決

定能力があると推定されなければならない。

- 2. エンパワメント原則:人は、自ら意思決定を行な うべく可能な限りの支援を受けた上で、それらが 功を奏しなかった場合のみ、意思決定ができない と法的に評価される。
- 3. 客観的に不合理にみえる意思決定を行なったということだけで、本人には意思決定能力がないと判断されることはない。
- 4. ベスト・インタレストの原則:意思決定能力がないと法的に評価された本人に代わって行為をなし、あるいは、意思決定するにあたっては、本人のベスト・インタレストに適うように行わなければならない。
- 5. 必要最小限の介入の原則:さらに、そうした行為 や意思決定をなすにあたっては、本人の権利や行 動の自由を制限する程度がより少なくてすむよう な選択肢が他にないか、よく考えなければならない。

以上のように、全ての人に判断能力があることを前提として、たとえ能力が後退した場合であっても、適切に意思決定ができるようになる可能性としての法的な枠組みがあることが規定されている。

その上で、必要最小限の介入の原則にもあるように、いかなる支援をもってしても本人が意思決定できない 状態にあると判断せざるをえない場合について、代行 決定に関する規定が置かれている。

意思決定能力を失っている状態にある者に代わって 決定を行なうにあたって以下の4段階構造(5条行為権 限)が取られているので、参照されたい。

- 1. 保護裁判所自体が、本人に代わって決定する。
- 2. 任意後見契約を締結した任意後見人が決定する。
- 3. 保護裁判所によって任命された法定後見人が決定 する。
- 4. 本人のためにケアや治療といった事実的後見行為を行う立場にある者が、一般的な権限を与えられ

て決定する。

5条行為権限で見られるように、意思能力法における 保護裁判所は意思能力を失っている状態にある者の代 行決定の実施あるいは権限の付与を行う役割を担って いることが伺える。

4-2 イギリス意思能力法における ベスト・インタレスト

そもそも、意思決定支援のキーワードである「ベスト・インタレスト」は意思能力法おいて明らかにされた定義を置いていない。その理由として、菅は「同法の扱う決定の種類が多種多様であることや、同法が扱う人々の状況が多種多様であるため、『ベスト・インタレスト』の定義が困難であること、そして意味がないと考えられた」ことによる点を挙げている。そのうえで、「『ベスト・インタレスト』の発見に共通して必要だと考えられる要素を抽出し、『チェックリスト』(同法4条)として広く社会に提示されている」(菅:2010)ことが同法の特徴である"ii。

以上のことから、意思決定能力の有無が疑われる状況に置かれている人であっても、自身の意思が尊重され、可能な限りその意思に基づいた実践がなされているという"決定限定的"な支援を求めている。

高山は意思決定の理解力や判断能力が最も低下している環境を少なくする同法の特徴を踏まえ「本人には、意思決定能力があるという確信に基づいて、その力を回復、強化していくエンパワメントやストレングスの視点、また本人を取り巻く環境を調整していく社会モデルを志向している」(高山: 2016)と論じている^{viii}。

これまで論じた内容を小括すると、ベストな意思決定支援を追求するために整備された点として、①すべての人には判断能力があるとする『判断能力存在の推定』原則を徹底していること②エンパワメントやストレングスの志向するために代行決定の介入を極力控え

ている点を確認することができた。

5. 意思決定支援の内実

これまでの議論を振り返ると、支援者がどのように 意思決定支援を行うべきか一概に語ることはできない と思われる。これは、当事者のおかれた情報や環境、 支援者の関わり方などで対応が異なってくることから 起因する。本章では、支援者が意思決定支援を行う際 に生じる問題点を取り上げる。

5-1 意思決定支援という言説

大塚は、意思決定支援の言説(フランス語でdiscours、単なる言葉ではなく言語で表現された内容の総体を意味する概念)を通して「この言説を出せば、誰もが納得するもので、その理解は得られているかのように取り扱われるものである。この意味では、意思決定支援という言説は、100人語れば100人の解釈が可能となり、それぞれが正当性を主張するもの」(大塚:2016)であると論じた。つまり、意思決定という言葉は、それぞれの立場において便利に使われる言説になると指摘している。場合によっては、障害者を施設に囲い込んだり、家庭にとどめおいたりする言説にも化してしまう。

一方、ガイドラインにおける支援体系でも同様のことが言えよう。緒方は意思決定支援の導入により現場職員に更なる負担をかけないため、既存の枠組みを利用することで現実的な仕組みを構築しようとした点を評価したものの、「とりあえず意思決定支援計画を策定し、会議を開催しさえすれば、形式的には意思決定支援に配慮したことになるので(しかも、意思決定支援会議は個別支援会議等の中で『行われたことにしてしまう』ことも構造的には可能である)、事業者は形式を整えるだけに留まり、実質的な意思決定支援がなされないで終わってしまうのではないか、また、形式が隠

れ蓑になって、内実が伴ったものでないことが逆に見 過ごされやすくなるのではないか」(緒方:2017)と指 摘している。

5-2 意思決定支援のジレンマ

ここで当事者と支援者の関係性に焦点を置くと、次 のような問題点も見られる。

長年、障害者支援に携わってきた岩橋は、「『本人の意思はに基づいてとよく聞くのですが、ではその意思はどこにあるのかというのが、普段当事者たちと付き合って、生活空間の中で一緒にいると、非常に分からないで悩ましい思いをいつもしています」(岩橋:2016)と述べている。筆者も過去に生活支援員として現場で勤務していた頃に同様のジレンマを抱えていたことがある。では、なぜこのジレンマが起きるのだろうか。

米国における社会的ケアの議論を展開してきたケイガーは、ジレンマについて次の話題を提供している。精神疾患などの何らかの障害をもつ人々の事例を多数取り上げながら、意思決定能力が損なわれていると思われる人々に対する支援について、「支援者が単に自己決定だけを強調することは、われわれの社会において善きものとされている社会の価値を押し付ける社会の代理人(Society's agent)としてのみ機能することになりはしないか、それは当事者にとって最善の利益や自由をもたらすというよりも、むしろ管理に近いものになるのではないか、それよりも支援者は当事者と当事者を取り巻く環境にかかわる専門職とともに、当事者にとっての最善の利益とはなにかを一緒に考える役割を担うべきではないか」(Keigher: 2000)と指摘している。

このジレンマについて、髙山はさらに詳しく論点を 展開している。支援者が「制度や組織の側に立ってし まうことにより、利用者の権利を捨象することが起き るのである。これは、組織に属するソーシャルワーカー の宿命でもあり、まさに、『ロイヤリティのジレンマ』 である。逆説的にいえば、むしろこのジレンマに気づき、援助者と利用者の対等な関係の構築が困難であるということを自己覚知しているソーシャルワーカーほど、権利擁護の意味を痛感している」(高山:2010)。

自らの勘や経験のみを頼りながら、知らず知らずのうちに「社会の代理人」として価値を強く押し付けるだけの支援は、もはや意思決定支援ではない。そもそも、当事者の意思決定支援の延長線上では当事者自身の意思決定の実現が求められる。当事者がどのような生活を志向するのかを常に問う、実に深いところでの支援が必要になってくるだろう。

6 まとめ

自己決定の権利が剝奪されているという認識から立ち上がった国際的な潮流は、いよいよ権利条約や意思能力法などの体系化へと導かれた。一方で、権利条約第12条の法的能力の捉え方の議論や意思能力法がエンパワメントに徹するために代行決定の介入を極力排除している点を踏まえると、"本人中心"の支援はエンパワメント視点をもとに考え続けていかねばならないだろう。

エンパワメント実践は「ワーカーとクライエントとの協同作業である」(久保:1995)。これは、利用者のもっている自己決定能力(意思決定能力)などの内在的な力を信じて引き出していくと同時に、社会的・経済的な抑圧の要因となっている課題の解決を図るために支援者が「利用者を支援するパートナー」(高山:1999)となる視点であろう。

最後に、志村は「知的障がいを支えるソーシャルワークは、本人を生活、人生の当事者として認め、本人を中心としたSSN(ソーシャル・サポート・ネットワーク)を構築し、必要に応じて支援された自律と共同決定によるベスト・インタレストを探究しつつ、支援を展開する営み」(志村:2016)であると論じている。同様に、意思決定支援も当事者を中心とした支援のパートナー

シップがあるように思えてならない。

【参考文献および引用文献】

- 1. 池原毅和 (2012)「国連障害者権利条約 (1) ―総論―」『さばーと』 Vol.59, p46-51.
- 茨木尚子(2006)「障害者の自立とは 自立概念の変遷と 自立支援法」『Nurse eye』vol.19, No4, 桐書房
- 3. 岩橋誠治 (2016)「成年後見と自己決定―成年後見促進法 付帯決議をめぐって」、『東洋大学福祉社会開発研究セン ター障害ユニット報告集』、p21-29.
- 4. 石渡和実 (2015)「地域移行における『意思決定支援』のあり方―障害者権利条約の批准を踏まえて―」『社会福祉研究』、124、p22-31.
- 大塚晃 (2016)「意思決定支援の考え方」『実践成年後見』 Vol.64, p13-20.
- 緒方由紀(2017)「当事者の意思決定支援と社会的責務」『福祉教育開発センター紀要』Vol.14, p33-57.
- 河東田博(2009)「ノーマライゼーション原理とは何か― 人権と共生の原理の探究」現代書館
- 8. 木口恵美子 (2014)「知的障害者の自己決定支援―支援を 受けた意思決定の法制度と実践」筒井書房
- 9. 木口恵美子(2014)「自己決定支援と意思決定支援―国連 障害者の権利条約と日本の制度における『意思決定支援』」 『福祉社会開発研究』第6号, p25-33.
- 10. 木口恵美子 (2017)「意思決定支援をめぐる国内の議論の動向」『福祉社会開発研究』第9号. p45-54.
- 11. 衣笠一茂 (2009)「ソーシャルの『価値』の理論構造についての一考察―『自己決定の原理』がもつ構造的問題に 焦点をあてて」『社会福祉学』第49巻4号, p14-26.
- 12. 久保美紀 (1995) 「ソーシャルワークにおける Empowerment概念の検討―powerとの関連を中心に」 『ソーシャルワーク研究』Vol.21, No.2, p21-27.
- Keigher-Sharon, M. (2000) Emerging Issues in Mental -Retardation: Self -De-Termination versus Self - Interest. Health and Social Work, Vol.25, No. 3.
- 14. 厚生労働省(2017)「障害福祉サービスの利用等にあたっての意思決定ガイドラインについて」厚生労働省社会・ 援護局障発0331第15号通知
- 15. 柴田洋弥 (2012)「知的障害者の意思決定支援について」 『発達障害研究』第34巻3号p265-266.
- 志村健一(2014)「知的障害者の意思決定支援とソーシャルワーク」『ソーシャルワーク研究』 Vol.40, No.1, p46-55.
- 17. 菅富美枝 (2010)「イギリス成年後見制度にみる自律支援 の法理―ベスト・インタレストを追求する社会へ」ミネ ルヴァ書房
- 18. 菅富美枝(2013)「民法858条における『本人意思尊重義務』 の解釈:本人中心主義に立った成年後見制度の実現」『名 古屋大学法政論集』250号,p129-153.
- 19. 髙山直樹 (1999)「エンパワメント―実践の理論と技法: 障害者施設におけるエンパワメントの実践過程」中央法 規
- 20. 髙山直樹 (2002)「社会福祉の権利擁護実践:利用者の声 を聴く社会福祉士として」中央法規

- 21. 髙山直樹 (2016)「意思決定支援と権利擁護」『ソーシャルワーク研究』Vol.41, No4, p28-34.
- 22. 厚生労働省 (2015)「障害者総合支援法施行3年後の見直し について~社会保障審議会障害者部会報告書~」
- 23. 引馬知子 (2016)「『自立』および『支援を受けた意思決定』と障害者制度改革」『ソーシャルワーク研究』Vol.41, No.4, p19-27.
- 24. Parliament of the United Kingdom (2005) The Mental Capacity Act 2005. (= 2009, 新井誠監訳・紺野包子翻訳「イギリス2005年意思能力法・行動指針」民事法研究会)
- 25. ブリタニカ国際大百科事典 (2011)
- 26. 増田洋介 (2015)「支援つき意思決定/意思決定支援の役割と機能―その構想に関する議論動向―」『日本社会福祉学会 第63回秋季大会配布資料』p103-104.

文末脚注

- i 「障害者の権利に関する条約(日本語訳)」は、外務省ホームページから閲覧できる。(最終閲覧2017.12.2)
- ii Supported Decision Makingの訳語は「意思決定支援」として統一表記している。原語を忠実に訳す場合、「支援を受けた意思決定」(木口:2014)など方が相応ともいえるが、日本において近年改正された法律に盛り込まれ、施策として実施されているものは「意思決定支援」(厚生労働省:2017)である。本稿では、引用文以外をひとまず「意思決定支援」と訳して、それを支援体系として説明するものとする。
- iii ノーマライゼーション原理が広く世界に受け入れられており、国際障害者年(1981年)の「統一標語やスローガンに受け継がれていっていることはよく知られている」(河東田: 2009)通りである。
- iv 障害者基本法の差別の禁止の基本原則を具体化するものとして、後に2012年6月、障害者差別解消法が成立した。 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針(内閣府:2015)によると、「本法の制定を含めた一連の障害者施策に係る取組の成果を踏まえ」て、2014年1月に権利条約を締結している。尚、障害を同方針は、内閣府ホームページから閲覧できる。(最終閲覧2017.12.6)
- v 「第183回国会衆議院内閣委員会議録第15回(2013)」 は 衆議院ホームページから閲覧できる。(最終閲覧2017.12.3)
- vi ガイドラインについては、既に厚生労働省の障害者総合福祉推進事業において2013年度から意思決定支援に関する各種調査研究事業が実施されており、2014年度の同事業の中で作成された意思決定支援ガイドライン(案)が報告書の中で紹介されている。続く2015年度には、意思決定支援ガイドライン(案)に基づいた支援を試行的に実践し、その結果を踏まえてガイドラインをより精査する作業を行われ、現行のガイドラインが通知されるに至っている。
- vii イギリス意思能力法第1条42項および第4条においては、 本人のベスト・インタレストの判断をする為のチェック リスト (Code of Practice) が明示されている。
 - 1.先入観の排除:本人の年齢や外見、状態や振舞いといったことのみに基づいて判断してはならない。
 - 2検討すべき諸事項:本人にとっての最善の利益を代行決 定する者は、当該問題に関連するすべての事情を考慮し

なければならない。

- 3.意思能力の獲得・回復可能性の考慮:代行決定者は、本 人が意思能力を獲得・回復する可能性を考慮しなければ ならない。
- 4.本人の参画の推進:代行決定者は、最大限実行可能な範囲で、本人が意思決定に参加し主体的に関与できるような環境にしなければならない。
- 5生命維持治療に関して:代行決定者は、生命維持治療に 関する決定において、本人の死という結果をもたらすい かなる動機でも判断してはならない。
- 6本人の希望等の探求:代行決定者は、本人の過去および 現在の希望や意向、本人が決定するとした場合に影響を 及ぼすような信念や価値観、その他本人が考慮に入れる であろうと思われる諸要因を考慮しなければならない。
- 7.考慮すべき者の意見:代行決定者は、本人が相談者として指名した者、本人のケアにあたっている者もしくは本人の福祉に関心を持っている者、本人から永続的代理権を付与されている者、裁判所によって任命されている代理人等の意見を考慮しなければならない。
- 以上のようなチェックリストが果たす意義について、高山は、「代行決定する者のパターナリズムを極力排除していく一貫した姿勢が貫かれている」(高山:2016)と述べている。
- viii エンパワメントとは、「社会的存在であるクライエントが社会関係の中で正当な社会的役割を遂行し自己決定権を行使していくべく、力(個人的、社会的、政治的、経済的)を獲得することを目的とした援助実践の過程であり、それは個人レベル、社会レベルの変化をもたらす」(久保:1995)ことである。